

島田市教育委員会規則第6号

島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会規則をここに制定する。

令和2年5月29日

島田市教育委員会教育長 濱田 和彦

島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会規則

(設置)

第1条 島田市立小中学校再編計画(令和元年8月29日策定)に基づき、島田市立初倉小学校、島田市立初倉南小学校及び島田市立初倉中学校(以下これらを「初倉地区小中学校」という。)の小中一貫教育(小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すことをいう。以下同じ。)を効果的に促進する学校の再編に係る方針について検討するため、島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、初倉地区小中学校における次に掲げる事項について検討する。

- (1) 望ましい再編の方法、時期等に関する事。
- (2) 効果的な小中一貫教育に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再編に係る方針に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、教育部長のほか、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 初倉地区小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 初倉地区小中学校の校長
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。